

平成16年度 第1回市民企画事業補助金審査委員会 会議録

- 1 日 時 平成16年8月24日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所 クリエイトホール第7学習室
- 3 出席者 委員：板谷委員、川口委員、北委員、紀平委員、玉野委員、前野委員、森下委員
事務局：市民活動推進部長、協働推進課長、松日楽課長補佐、吉村、松岡、山本
- 4 会議当日配付資料
(資料1) 市民企画事業補助金平成17年度補助対象事業募集要項(案)
(資料2) 八王子市市民企画事業補助金交付要綱(案)
(資料3) 市民企画事業補助金制度の主な変更点
(資料4) 平成16年度市民企画事業補助金事務日程(案)
(資料5) 平成17年度市民企画事業補助金応募の審査に関する取り扱い要領(案)
(資料6) 平成16年度交付団体情報交換会(案)
- 5 議事進行
 - (1) 協働推進課長の進行により開会
 - (2) 市民活動推進部長あいさつ
 - (3) 各委員の自己紹介
 - (4) 協働推進課長から事務局職員の紹介
 - (5) 委員長、副委員長選任
事務局案を採択し選任 委員長 玉野委員
副委員長 前野委員以降は、玉野委員長が進行
 - (6) 会議の公開について(事務局：協働推進課長)
非公開：個々の採択事業の審査に関する会議
公開：それ以外の会議および公開プレゼンテーション
 - (7) 17年度補助事業の募集について
(資料1～3により事務局説明：吉村主任)

< 質疑応答 >

前野副委員長： 広報での募集記事の掲載について、10 / 15 号との説明があったが、説明会の日程を考えると 10 / 1 号にするべきではないか。応募側のことを考えると、申請受付までの期間が短すぎるのではないか。

事務局： 10 / 1 号での掲載について調整する。

川口委員： ホームページでの公表はいつになるのか。

事務局： ホームページには、募集要項を載せることもあり、広報に合わせての公表となる。

川口委員： 資料 3 の主な変更点のところであるが、活動支援部門の補助対象が、団体の活動を周知するために要する経費となっているが、これは大きな改正点であると思う。

審査のところでは、活動支援部門の予備審査の審査項目である「補助金交付の必要性」と本審査の審査項目である「公益性」の関連が曖昧である。公益性の説明として活動目的や内容が明確で公益性が認められるかとなっているが、補助金である以上、公益性があることは当然のことであり、活動目的や内容が明確であるかどうか重点を置くべきと考える。予備審査の「補助金交付の必要性」で公益性について審査するのであろうから、本審査の基準では、「明確性・明瞭性」といったものにしたい方がいいのでは。

また、活動支援部門では、経常的な事業ではなく、PR やイベント事業の経費についての補助となるのだろうが、それをどう審査するのか基準がわからない。

玉野委員長： 前年度の委員会では、公益性について、行政が政策化して認めていればそれは公益だといった単純な考え方もあれば、現状として行政は取り組んでいないが将来的にあるいは本来は公益性があるのではないかといったことを、行政以外の外部の視点で考慮していかなければならないということであった。行政が一方的に公益性を判断していたのなら、こういった制度の意義は薄れるのでは。その反面で、現状として、行政の政策だとか援助の仕方がどうなっているのか、またそれに基づいて団体に援助が必要なのかというのは外部の委員にはわかりにくい。そういったことから、行政の目だけでなく外部の目からも判断することが必要であるという話をしてくれており、その結果としてこういう形になっているのでは。そういう意味でこの整理を理解して欲しい。

川口委員： 交付する対象というのは、その団体の経常的な経費ではなく、PR 等の経費だとしたら、その団体の PR にとって最適な内容であるかといった審査も必要なのか。

玉野委員長： 活動支援部門の対象の表現を変えたことが適切であるかどうかということである。この表現からは PR に係る経費に限定すると受け止められるが、事務局の説明では人集め的なイベントも含めるとのことであり、紹介するために要する経費という表現でよいのか検討する必要がある。実際には PR のためではなく、立ち上げ支援であり、会員を増やしたり、理解を得てもらうた

めに必要なイベント等の費用についての補助を当初は想定していた。審査は事業の経費の必要性だけでなく、特に活動支援部門では団体の活動の公益性を判断する必要がある。事業の費用だけでなく、団体の将来性を含めて判断すべきだが、この表現でよいかは申請する側の市民が理解できるものにするべきである。

紀平委員 : 市民活動を行う立場でいうと、これをみると、PR事業しか応募できないと考える。立ち上げをサポートするのか、更なる飛躍のためにお金が出るのかあいまいな感じがする。

事務局 : 事務局の考えは、活動支援部門の対象をPRの経費のみに限定し、補助率を10/10にするということ。活動支援部門と事業実施部門を明確化するためにも、まず、活動支援部門を利用し団体の活動を広く市民に知ってもらい、その上で、事業実施部門を利用し自立に向けた事業を行ってもらおうという考えで整理している。

玉野委員長 : 主旨としては、イベントや広報を含めたPRのための事業ということになるのか。そうすると、それでいいのかどうかという議論になる。

川口委員 : 既に事業をやっているところが更に拡大するためにPRを行う場合と新たに設立しようとする団体がPRを行う場合に支援しようという主旨であると思うが、その場合に、PRの方法等が適正であるかどうかの判断基準も必要となるのではないか。

玉野委員長 : 基本が団体の活動支援であり、PRの仕方がいいかどうかと言うより、PRをして行おうとしている活動や団体の公益性なり期待度を審査するというでいい。現実的には、PRの方法等について、こうやった方がいいというアドバイスの部分が出てくると思うが、それがこうじてしまうと、委員会が市民活動を方向付けることになってしまう。

北委員 : 活動支援部門と事業実施部門の違いはやはりよくわからない。間違い等があった場合、申請後であっても変更が可能なのか。可能ならばその辺を明記できないか。

玉野委員長 : 審査の段階で変更したこともあるが、やはり最初から、応募者に理解してもらえる表現とする必要があり、また説明会でもきちんと口頭で説明すべきである。

基本的な考え方は、事業実施部門というのは、普通に活動を継続している団体が、今年はある事業に取り組んでみようといった試みの中で行う事業に対し補助するものであり、他方、活動支援部門は、これから立ち上げたり、あるいは、経常活動が不安定であったりという団体の日常の活動を支援しようというものである。問題となるのは、それが伝わるような表現になっているかである。

川口委員 : 活動支援部門については経常的な事業を対象としていたが、今回の事務局案では経常的にやっている事業を対象にするのではなく、それを軌道に乗せるためのPR経費に絞り込んで補助するという形で明確に提案している。

玉野委員長 : 面倒にはなるが、ただし書きをして、団体としての活動が持続したものは

事業実施部門、まだ日が浅いものについては活動支援部門というように、基本的な考えを提示したうえで、紹介に限定する必要はないと思うが、活動支援部門については、団体の活動を支援するというような表現にすればいいのでは。

前野副委員長：例えば、立ち上げてから３年未満は活動支援部門といったようにした方が区別がつくのでは。

川口委員：去年は、経常的な経費も活動支援部門では団体の活動として補助したが、今回はそれができるかできないかということであるが、そのところは、補助できないということで考えているのか。例えば、事実上、経常的な立ち上げのところで、それをイベント的に取り出してやる場合も経常活動として補助していた。今回は紹介するために要する経費として、先程、例としてチラシだとか事業イベントなどとのことであつたが、その場合、広く解釈できれば、前回と変わらなくなるのではないか。

森下委員：活動という言葉がわかりにくくしているのでは。ストレートに立ち上げ支援なのか、企画支援なのか、広報支援なのか明確にしたほうがよいのでは。

玉野委員長：紹介に限定するといろいろな問題が出てくる。むしろ、団体の活動を支援するための経費でいいのでは。

白柳部長：「活動を紹介」という言葉では、PRのみということになってしまうかもしれない。「支援するために」程度に置き換え、あとはQ & Aだとか例示することで補完しながら、市民の方にわかりやすく整理する。

玉野委員長：活動を推進するための取り組みに要する経費といったところか。限定すると対象が狭まってしまう、PRイベントまで広げて考えるとそろなくなる可能性がある。

前野副委員長：要は、PRに限定しない方がよいということである。

川口委員：本来、PRというのは、チラシとかだけでなく、広い意味である。今は狭い概念で話していると思うが、本来はもっと広い概念である。それで誤解が生じるとしたら、やはり、去年のように「軌道に乗せるための事業」ということでもいいのでは。対象を特定しないと、10 / 10 の補助率の場合、全体を補助する形になってしまい問題もある。

玉野委員長：事業という言葉をあえて外し、「団体を広く紹介するための活動に要する経費」という形ではどうか。

川口委員：そのほうがわかりやすい。また、実態としては事務局の提案とも同じになる。

玉野委員長：その表現で調整することとしたい。そのうえでただし書きを付け、活動支援はこういう団体、事業実施はこういう団体が対象といったことを整理して欲しい。

川口委員：事業実施部門の審査項目に創意工夫があるが、判断するための有益な資料等あれば事務局の方でも提供してもらいたい。

玉野委員長：創意工夫とは、可能性といった意味合いでよいのか。今はあまり公益性があると思われておらず、庁内の予備審査では、あまり高い評価を受けないが、

外部の委員からみると非常に可能性があって、こういうことも考えたほうがいいのではという部分を評価するという意味で創意工夫が入っていると理解してよいのか。

事務局：可能性といった意味合いである。

北委員：私が経験した中でも、項目に「審査委員会が他と比べて優れていると認めた点」といったものがよく入っている。いま委員長が言ったことは、そういうことではないか。

玉野委員長：まさに企業的な発想である。公的な委員会であり、権限の問題もあるが、そういった意味合いということで創意工夫を考えたい。

(8) 審査の日程について

(資料4により事務局説明：吉村主任)

<質疑応答>

北委員：審査には去年何件ぐらい上がってきたのか。

事務局：活動支援、事業実施合わせて34件あった。

前野副委員長：予定との説明があったが、この日程でいくという前提で考えておいた方がよい。

(9) 16年度中間報告会について

(資料6により事務局説明：吉村主任)

<質疑応答>

前野副委員長：以前もこの話があった。情報交換会的な意味合いもあるようだが、その場に審査委員が入り、進行役となるのには問題もあるのでは。

玉野委員長：イメージとしては、方向性を決めるということではなく、単なる進行役である。事務的に行政側が進行役をやるという方法もあるが、その場合、行政に言いたいことがある人が言いにくくなったりすることもある。審査委員がごく形式的に進行をしたほうが、話しやすいのではないか。

前野副委員長：継続して申請する団体もあり、その審査もするわけであるが、誤解を招くようなことにならないか。

北委員：監査的な意味合いで望むならば問題があると思うが、選んだ審査委員会の責任として、補助事業がうまくいくように支援するという使命感を持ってやればうまくいくのではないか。

前野副委員長：団体によっては、申請額どおりの補助が受けられたところや、一部減額されたところもある。審査結果に関する話などが出てくると会自体がうまく進まなくなる。

玉野委員長：主旨を確認した上で、一定のルールを定め実施することとしたい。基本的には、団体同士の情報交換の場とし、その中で行政への要求なり役割が明快化されたり、審査委員としてアドバイスできることがあればアドバイスがで

きたりといった機会として行いたい。事務局側でもその辺のところを整理してもらいたい。それを前提に実施することで承認したい。

(10) その他

委員の所属、氏名は募集のチラシやＨＰ等で公表する。

情報交換会は 10 月 22 日午後の実施に変更する。

閉 会